

## 調布市下水道事業経営戦略改定検討に係る専門委員会要綱

## 第1 設置

将来にわたり安定的に下水道事業を継続していくことに向けて、調布市下水道事業経営戦略（以下「経営戦略」という。）の改定について検討を行うため、調布市下水道事業経営戦略改定検討に係る専門委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## 第2 所掌事項

委員会は、経営戦略の改定について必要な事項を調査検討し、その結果を踏まえて経営戦略の改定案を作成し、市長に報告するものとする。

## 第3 構成

委員会は、市長が依頼し、又は任命する次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）7人以内をもって組織する。

- (1) 有識者 4人以内
- (2) 東京都下水道局流域下水道本部の長が推薦する者
- (3) 行政経営部参事（財政担当）
- (4) 環境部長

## 第4 委員の任期

委員の任期は、市長が依頼し、又は任命した日から第1の目的を達成した日までとする。

## 第5 委員長及び副委員長

委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の中から互選する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員のうち委員長が指名する者をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## 第6 会議

委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員長が必要と認めるときは、映像及び音声の送受信により

相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法により、会議を行うことができる。

#### 第7 意見の聴取等

委員会は、委員会の運営上必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

#### 第8 庶務

委員会の庶務は、環境部下水道課において処理する。

#### 第9 雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和5年11月13日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。